

2016年度第1回
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業
審査基準

項目	評価ポイント
1. 普及対象とする技術を用いたビジネス展開の可能性	<p>○普及対象とする技術（製品・ノウハウ・システム等）は、先導性、革新性、比較優位性及び市場へのインパクト等を有しているか。</p> <p>○普及対象とする技術を用いたビジネス展開の方針と計画は具体的か。</p> <p>○ビジネス面でのリスク、環境・社会面のリスクについて十分に注意が払われているか。</p> <p>○民間企業の国際展開強化に係る我が国政策との整合性及び国内地域経済活性化への貢献が期待できるか。</p>
2. 開発課題解決への貢献可能性	<p>○提案事業の対象となる国・地域・都市が抱える開発課題は適切に分析されているか。</p> <p>○普及対象とする技術は、当該開発課題の解決に貢献する可能性が期待できるか。</p> <p>○普及対象とする技術と、海外投融資、円借款等ODA事業との連携可能性はあるか。</p>
3. 本事業の実施計画	<p>○ビジネス展開に先立ち、本事業を活用する必要性が明確か。</p> <p>○事業計画は具体的かつ必要十分な内容か。</p> <p>○事業の遂行にあたり、適切な実施体制が組まれているか。</p> <p>○事業の提案にあたり、事前に必要な準備を行っているか。</p>